

市民課窓口日曜日開設…………… 1面
 連続立体交差事業の説明会…………… 2面
 地域教育プラットフォーム事業が始動 …… 3面
 15万人のひろば…………… 8～9面
 おしらせ・7月の相談日……………12～13面
 7月の休日当番医……………16面

■市民課の日曜日・延長時間内取扱業務一覧

業 務 名	日曜・延長時の業務	
住民票の写しの交付	○	
住民票記載事項証明書の交付	○	
戸籍・除籍謄抄本の交付	○	
戸籍附票の写しの交付	○	
印鑑登録証明書の交付	○	
印鑑登録証(カード)の交付および印鑑登録証亡失届、廃止の受付	○	
届出受理証明の交付	○	
身分証明書の交付	○	
届書記載事項証明の交付	○	
諸証明の交付	年金の証明(生存の確認等)	○
	住所証明(軽自動車)	○
	不在住・不在籍証明	○
	改葬許可証明	○
	無料証明(合併に関する住居表示・区画表示変更)	○
無料証明(出産一時金申請の証明)	○	
自動車の臨時運行許可証の発行等	○	
火葬場・式場使用の受付	○	
死体・死胎・改葬遺骨埋火葬許可証の発行	○	
式場等使用許可証の発行	○	
出生届の受付	※	
死亡届の受付	※	
養子縁組届の受付	※	
養子離縁届の受付	※	
婚姻届の受付	※	
離婚届の受付	※	
離婚の際に称していた氏を称する届の受付	※	
入籍届の受付	※	
分籍届の受付	※	
転籍届の受付	※	
その他の戸籍に関する届出の受付	※	
住民異動届(転入・転居・転出・世帯変更等)の受付	—	
住民票の一部の写しの閲覧	—	
住民基本台帳カードの申請・交付	—	
住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の写しの広域交付	—	
住民基本台帳事務における支援措置申出の受付	—	
公的個人認証に関する電子証明書の交付	—	
外国人登録等の受付	—	
外国人登録原票記載事項証明書の交付	—	

○＝日曜日と平日延長20時まで業務を行うもの
 ※＝日曜日と平日延長20時まで受付のみを行うもの
 —＝平日17時15分で業務を終了するもの

市では、皆さんからのご意見やご要望にお応えして、関宿支

所、各出張所、関宿地域の3つの公民館、野田地域の5つの郵

9月2日からは、収税課の窓口でも日曜日(8時30分～17時15分)に住民票の写しの交付を行

7月6日からは日曜日(8時30分～17時15分)も行います。

市では、皆さんからのご要望にお応えするため、関宿支所や市内5つの郵便局などで、住民票の写しや戸籍謄抄本の交付など窓口サービスの拡充をしてみました。さらに本日から市民課窓口業務は、平日の延長時間を、火・木曜日とする一方で、日曜日に窓口を8時30分から17時15分まで(一部業務は除く)開設し、業務を行います。

便局でも、住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付を行っています。また、試行的に平成17年6月1日からは、市民課窓口の業務時間を平日(月～金曜日)は20時まで延長し、さらに、19年

その結果、皆さんのさまざまな生活様式に合わせた、より効率的なサービスを進めるため、本日から市民課窓口業務は、平日の時間延長を火・木曜日とし、7月6日からは日曜日(8時30分～17時15分)も

本日 7月1日 から市民課窓口の

時間延長日を変更

～7月6日からは日曜日も開設へ～



日曜日は8時30分から17時15分まで開設

【問合せ】市民課